

陳情第7号

福井県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情

1 要 旨

本年春の統一地方選挙は、私たち県民にとってもまだ記憶に新しい出来事である。従来、国政選挙においては、私たちは、立候補者の掲げる政策、経歴などを選挙公報を通して知ることができる。しかし、県議会議員の選挙公報を発行するためには条例が必要であり、福井県議会議員選挙に関しては条例が定められていないため、選挙公報が発行されていない。

個人演説会などもあるが、自分の目で読み、確認する情報はとても重要である。

従って、福井県議会議員の選挙についても、選挙公報の発行に関する条例を制定するよう陳情する。

2 理 由

選挙において議員を選ぶことは、私たちの将来を選ぶことでもある。特に県政に携わる県議会議員を選出するとき、私たちは重大な関心を持って選挙に臨む。

近隣の人から頼まれる地縁、親戚から頼まれる血縁で選ぶのではなく、その人の日ごろの生活信条、福井県政への意気込みなどを知って選びたい。

選挙になると毎回、「公報が来ない」という声をよく聞く。今春の選挙の際にも、周りの人たちが何人も公報が来ないことを不審がっていた。

選挙終了後の5月31日に、福井県を含む8県で選挙公報が未発行であるという新聞記事が出た。これは余り自慢できることではない。次回の選挙までに、必ず条例を制定し、県議会選挙の公報を発行してもらいたい。

県民は、この豊かな福井県を誇りに思っている。福井県がさらに繁栄していけるよう、議員の方には県政に精を出してもらいたい。

日本のほぼ真ん中に位置する福井県を日本中が認める県にするため、県民の思いを酌み取り真摯に働いてくれる議員を私たちも真剣に選びたい。そういった議員の思いをより吟味できる公報を、ぜひ発行してもらいたい。そのための条例を、皆さんの力をつくってもらいたい。これは、私だけの願いではなく、多くの県民が望んでいることである。

3 提 出 者

酒井照子

4 受理年月日

平成27年9月7日